令和 5 年度 くらしき作陽大学学則

学校法人 作陽学園

第1章 総則

- 第1条 本学を くらしき作陽大学 と称し、英文では KURASHIKI SAKUYO UNIVERSITY と表示する。
- 第2条 本学は、大乗仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養するという建学の精神に則り、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究して、心豊かにいきいきと生きる職業人を育成し、学術の中心として社会の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本学に音楽学部、食文化学部、および子ども教育学部を置く。
 - ② 音楽学部は、音楽学科をもって構成し、食文化学部は、現代食文化学科、栄養学科をもって構成し、子ども教育学部は子ども教育学科をもって構成する。
 - ③ 各学部及び学科の教育研究上の目的は別に定める。

第4条 本学の学生定員は次記のとおりである。

音楽学部	入学定員	音楽学科	60名
	第3年次編	入学定員	
		音楽学科	20名
	収容定員	音楽学科	280名
食文化学部	入学定員	現代食文化学科	80名
		栄養学科	80名
	第3年次編	入学定員	
		栄養学科	16名
	収容定員	現代食文化学科	320名
		栄養学科	352名
子ども教育学部	入学定員 第3年次編』		150名
		子ども教育学科	7名
	収容定員	子ども教育学科	614名

第2章 学年・学期及び休業日

- 第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
 - ② 前項の規定にかかわらず学長は、学年の始期及び終期を変更することができる。
- 第6条 学年を前期、後期の2期に分ける。なお、期間については、別に定める本学の学年暦による。
 - ② 前項の規定にかかわらず学長は、各期の始期及び終期を変更することができる。
- 第7条 休業日は次の各号の通りである。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 学校創立記念日(5月2日)
 - (4) 春期、夏期および冬期休業日に関しては、別に定める本学の学年暦による。
 - ② 前項に規定する休業日において、必要ある場合は授業その他を行うことがある。また、休業日は臨時に定めることができる。

第3章 修業年限および入学資格

第8条 修業年限は次のとおりである。

 音楽学部
 音楽学科
 4年

 食文化学部
 現代食文化学科
 4年

 栄養学科
 4年

- ② 在学できる最長の期間は8年とする。
- 第8条の2 本学が教育上有益と認めるときは、前条の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、 修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出た ときは、その計画的な履修を認めることができる。
 - ② 前項の学生(以下,「長期履修学生」という)の修業年限,在学年限については、別に定める。

第9条 入学資格は次の各号のとおりである。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を 修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者
- ② 前項の規定にかかわらず、第3年次編入学生の入学資格は次の各号のとおりとする。
 - (1) 短期大学を卒業した者
 - (2) 高等専門学校を卒業した者
 - (3) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上,総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る)を修了した者
 - (4) 前各号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認められる者

第4章 授業科目及びその履修方法並びに卒業

第10条 授業科目及びその履修方法は次の通りである。

(1) 授業科目はこれを別表第1,第3-1,第3-2,第3-3の如く必修科目及び選択科目に分け、各学年に配当して教育課程を編成し、所定の単位を履修させる。ただし、第3年次編入生は、同学年次生の教育課程を適用する。

また、上記授業科目は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所でも 履修させることができる。

- (2) 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。
- (3) 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか、又はこれらの併用による授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (4) 前号の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を 授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めること ができる。
- (5) 本学音楽学部音楽学科を卒業するためには、4年以上在学し、別表第1に掲げる全学共通科目、学科開講科目の中から、合計 124単位以上を修得しなければならない。
- (6) 本学食文化学部現代食文化学科を卒業するためには、4年以上在学し、別表第3-1に掲げる全学共通科目、学科開講科目の中から、合計 124単位以上を修得しなければならない。ただし、指定された科目については、他の学科の科目について修得した単位をこれに含めることができる。
- (7) 本学食文化学部栄養学科を卒業するためには、4年以上在学し、別表第3-2に掲げる全学共通科目、

学科開講科目の中から、合計 124単位以上を修得しなければならない。ただし、指定された科目については、他の学科の科目について修得した単位をこれに含めることができる。

- (8) 本学子ども教育学部子ども教育学科を卒業するためには、4年以上在学し、別表第3-3に掲げる全学共通科目、学科開講科目の中から、合計124単位以上を修得しなければならない。
- (9) 授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。
- ② 授業科目の成績は、秀、優、良、可、不可の5種の評語をもって表し、秀、優、良、可を合格とする。 その評点は次のとおり定める。ただし特殊の科目については事情によって認定、あるいは不認定と評価することがある。

 秀
 100点
 ~ 90点

 優
 89点
 ~ 80点

 良
 79点
 ~ 70点

 可
 69点
 ~ 60点

 不可
 59点以下

- ③ 前項の成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、GPA (Grade Point Average) を用いる。
- ④ 前項に定めるGPAは、成績評価のうち、秀につき4、優につき3、良につき2、可につき1、不可につき0を、それぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目の総単位数で除して算出する。
- ⑤ 前項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- 第10条の2 学生が1年間に履修科目として登録できる単位数は、学部の定めるところによる。必要な事項は別に定める。
- 第11条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、第10条第1項第5号より第8号にいたる規定による外、教育職員免許法及び同法施行規則に定める別表5の所要の単位を修得しなければならない。
 - ② 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりである。

学部	学科	教員の免許状の種類(免許教科)
音楽学部	音楽学科	中学校教諭一種免許状(音楽) 高等学校教諭一種免許状(音楽)
食文化学部	現代食文化学科	中学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(家庭)
	栄養学科	栄養教諭一種免許状
子ども教育学部	子ども教育学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状

- 第11条の2 本学の食文化学部現代食文化学科又は栄養学科において栄養士の免許を受けようとする者は、栄養士法施行規則に基づく所定の科目の単位を修得しなければならない。
- 第11条の3 本学の食文化学部栄養学科において、栄養士法第5条の3第4号に定める資格を得るためには、管理栄養士学校指定規則に基づく所定の科目の単位を修得しなければならない。
- 第11条の4 本学食文化学部現代食文化学科及び栄養学科に食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成課程を置く。
 - ② 食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格を取得しようとする者は、食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設の指定基準に定めるところにより栄養学科については別表第7,現代食文化学科については別表第8に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 第11条の5 児童福祉法令に基づく保育士の資格を取得しようとする者は、子ども教育学部子ども教育学科に在籍し、 第10条の(8)に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則に定める科目及び単位を修得し なければならない。
 - ② 子ども教育学部子ども教育学科の指定保育士養成施設(保育園・幼稚園コース)としての入学定員は120 名とする。
 - ③ 子ども教育学部子ども教育学科の指定保育士養成施設(保育園・幼稚園コース)としての第3年次編入 学定員は7名とする。
- 第12条 本学に4年以上在学し,第10条に定める授業科目の単位を修得した者については,学部教授会の意見を聴き 学長が卒業を認定し卒業証書を授与する。
 - ② 前項及び第10条の規定にかかわらず、第3年次編入学生で、編入学後本学に2年以上在学し卒業に必要な授業科目の単位を修得した者については、学部教授会の意見を聴き学長が卒業を認定し卒業証書を授与する。
 - ③ 第1項及び第2項の卒業の認定及び卒業証書の授与は、学年の途中においても、学期の区分に従い、行うことができる。

第5章 学士の学位の授与

第13条 本学音楽学部音楽学科,食文化学部現代食文化学科,栄養学科および子ども教育学部子ども教育学科において,第10条に定める所定の単位を修得し,第12条による卒業の認定を受けた者には,音楽学部卒業生に学士(音楽),食文化学部卒業生に学士(食物),子ども教育学部卒業生には学士(子ども教育学)の学位を授与する。

第6章 入学・退学・休学及び転学

- 第14条 本学の入学期は毎年4月とする。ただし、学長は学部教授会の意見を聴き後期からの入学を認めることがある。
 - ② 入学志願者は、願書に、別表6のとおりの入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。
- 第15条 入学を許可された者は、所定の在学保証書、誓約書のほか別に定める書類を学長に提出しなければならない。
- 第16条 学生が疾病その他の事由により、2ヶ月以上にわたっても出席の見込みがないときは、休学を命ずることがある。1期または1年間休学する場合は当該期間の授業料その他の諸納付金を免除するが、別に定める在籍料を納入しなければならない。
 - ② 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、願い出により引き続き更に1年以内に限り休学することができる。
 - ③ 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。休学期間は修業年限に算入しない。
- 第16条の2 第8条の2に規定する長期履修学生の休学については、別に定める。
- 第17条 学生が疾病その他やむを得ない事由のため、休学、退学又は転学をする時は、その理由を詳記して、保証人から学長に願い出なければならない。
 - ② 本学において教育上有益と認めるときは、外国の大学との協議により、学生に休学することなく当該外国の大学等に留学し学修することを認めることがある。
 - ③ 前号の実施に関して必要な事項については、別に定める。
 - ④ 他の大学学部の1年次又は2年次の課程を修了した後、本学に転入学を希望する者、あるいは、本学内で転学科を希望する者については、欠員のある場合に限り、学科目、修得単位数を勘案して、許可するものとする。
- 第18条 休学期間満了のとき又は休学期間内であっても、その理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。
- 第19条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍することができる。
 - (1) 第8条に規定する在学年限を超えた者。
 - (2) 死亡又は行方不明の者。
 - (3) 正当な理由なく授業料その他の諸納付金納入の義務を怠った者。

- (4) 第16条に定める休学期間を超えた者。
- (5) 本学に就学する意志がないことが明らかになった者。
- ② 前項3号の規定により除籍となった者が、未納分の授業料その他の諸納入金を完納したときは、退学とする。
- 第19条の2 第8条の2に規定する長期履修学生の除籍については、別に定める。
- 第20条 願いにより本学を退学した者が、退学後3年以内に再入学を希望するときは、選考のうえ入学を許可することができる。この場合、退学前に修得した単位の全部又は一部をすでに修得したものとして、認めることがある。この認定は学部教授会の意見を聴き学長が行う。
 - ② 再入学の場合の入学検定料は、当該学科の新規入学検定料と同額とし、その他の必要な手続は別に定める。
- 第21条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - ② 前項の規定は、学生が外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。)又は外国の短期大学に留学する場合及び外国の大学又は外国の短期大学が行なう通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 第21条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
 - ② 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 第21条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - ② 前項の規定は、第21条第2項の場合に準用する。
 - ③ 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行なった前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
 - ④ 前3項により修得したものとみなす、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第21条第1項並びに第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 第21条の4 外国人で大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
 - ② 外国人留学生について必要な事項は別に定める。
- 第21条の5 第3年次編入学生が編入学前に他の大学,専門職大学,短期大学または高等専門学校において修得した単位のうち,教育上有益と認めるものについては,本学において修得したものとして認定することができる。

第7章 賞罰

- 第22条 学長は教育上必要と認めたときは、別に定める手続きを経て学生を褒賞し又は懲戒を行う。
 - ② 懲戒は次のとおりである。

訓告停学退学

- 第23条 前条に掲げた退学の取扱いを受ける者は次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 性行不良で改悛の見込みがないと認めた者
 - (2) 学力劣等で卒業の見込みがないと認めた者
 - (3) 正当の理由なくして出席しない者
 - (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8章 入学金・授業料及び学資貸与等

第24条 入学を許可された者は所定の期日までに入学金を納入しなければならない。

- ② 授業料は各期の始めにその半額ずつを納入するものとする。
- ③ 入学金、授業料等の金額については別表6のとおりである。ただし、学長が必要と認めた者については、この額を減免することがある。
- ④ 第2号の規定に関わらず、特別の事情があると認められる者は、願い出により延納を認めることがある。 既納の授業料、入学金等はこれを返還しない。

第24条の2 第8条の2に規定する長期履修学生の入学金、授業料等については別に定める。

第25条 専門実技に優れた学生又は、品行方正、学術優秀、身体強健で、学資の支弁が困難と認められる学生に対しては、授業料及び入学金等を減免し又は、学資を貸与することがある。

② 減免又は貸与の額は別に定める。

第9章 職員組織

第26条 本学に学長、教授、准教授、助教及び助手をおく。

ただし、助教の職にある者で栄養士法施行規則等に基づく演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目の補助を行う者については、栄養士法施行規則等に基づく「助手」と位置づける。

- ② 本学に前項のほか、副学長、学部長、講師その他必要な職員をおくことができる。
- ③ 学長は、教授、准教授、講師、助教及び助手を統督する。副学長は学長を補佐し、学長事故ある時はその代行をする。
- ④ 本学に事務室を設け、事務員をおく。事務員は学長の指揮監督を受け、諸般の事務を掌る。
- ⑤ 本学に名誉学長及び名誉教授をおくことができる。

第10章 学部教授会

第27条 本学の各学部に教授会(以下「学部教授会」という。)を置く。

- ② 学部教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3)前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- ③ 学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の学部教授会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第28条 学部教授会には、准教授その他の職員を加えることができる。

第29条 全ての学部からの学部教授会に属する一部の者を以て構成する代議員会を置く。

第30条 学部教授会は、別に定めるところにより、代議員会の意見を以て、学部教授会の意見とすることができる。

第31条 学部教授会及び代議員会は、構成員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

第32条 学部教授会及び代議員会に関する必要な事項は別に定める。

第11章 自己点検,自己評価

第33条 本学の教育、研究の充実を図るため、自己点検、自己評価を行う。

- ② 自己点検、自己評価に関する実施方法等については別に定める。
- ③ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。実施方法等については別に定める。

第12章 科目等履修生等

- 第34条 特定の研究題目について、指導教員のもとで専門の研究を行うことを希望する者があるときは、選考の上、 研究生として入学を許可することができる。
 - ② 本学に設置する授業科目の履修を希望する者に対しては、選考の上科目等履修生としてこれを許可することができる。
 - ③ 本学に設置する授業科目の聴講を希望する者に対しては、選考の上聴講生としてこれを許可することができる。

第35条 科目等履修生が所定の時数を授業に出席した場合には、試験を受け、その成績に基づいて単位の修得を認定 される。

第36条 科目等履修生及び聴講生の入学検定料,入学金,受講料,は別表第7のとおりである。

第37条 科目等履修生が単位を修得した場合は、科目等履修生単位修得証明書を交付する。

- 第38条 第5条から第7条まで第10条第2号,第3号,第14条及び第22条の規定は科目等履修生にもこれを準用する。
 - ② 研究生、科目等履修生、聴講生に関して、第34条から第37条まで及び前項に定める以外の事項については別に定める。
 - ③ 文部科学大臣の定めるところにより、本学学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。
 - ④ 前項の実施方法等については別に定める。

第13章 附属施設

第39条 本学の目的使命を達成するために図書館を設ける。

② 図書館の運営に関する規程は、これを別に定める。

第14章 厚生・補導

第40条 本学学生の厚生、補導のために必要な組織をおく。

② 厚生・補導のための組織・業務に関する規程はこれを別に定める。

第15章 補 則

第41条 本学則施行に関する細則は、別に学長がこれを定める。

附則

- ・本学則は平成4年4月1日からこれを施行する。 但し、第13条の規定は、平成3年7月1日から適用する。
- ・本学則は平成5年4月1日からこれを施行する。
- ・本学則は平成6年4月1日からこれを施行する。
- ・本学則は平成7年4月1日からこれを施行する。
- ・本学則は平成8年4月1日からこれを施行する。
- ・本学則は平成9年4月1日からこれを施行する。

但し、平成9年度から平成12年度において音楽学部音楽学科・音楽教育学科及び食文化学部食生活学科の収容定員は、第4条の規程に関わらず、次のとおりとする。

音楽学部音響	 学科	音楽学部音楽	於教育学科
平成9年度	420 名	平成9年度	200 名
平成10年度	460 名	平成10年度	220 名
平成11年度	500 名	平成11年度	240 名
平成12年度	540 名	平成12年度	260 名

食文化学部食生活学科

平成9年度 90名

平成10年度 180 名

平成11年度 290 名

平成12年度 400 名

- ・本学則は平成10年4月1日からこれを施行する。
- ・本学則は平成11年4月1日からこれを施行する。
- ・本学則は平成12年4月1日からこれを施行する。
- ・本学則は平成13年4月1日からこれを施行する。

附則

1. 本学則は平成14年4月1日からこれを施行する。

但し、平成14年度から平成17年度において食文化学部食生活学科、食文化学部フードシステム学科、食文化学部 栄養学科の収容定員は第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

食文化学部食生活学科

食文化学部フードシステム学科

平成14年度360 名平成14年度60 名平成15年度320 名平成15年度120 名平成16年度260 名平成16年度180 名平成17年度200 名平成17年度240 名

食文化学部栄養学科

平成14年度 80 名

平成15年度 160 名

平成16年度 256 名

平成17年度 352 名

また、食文化学部栄養学科の第3年次編入学の規定は、平成16年度から適用する。

2. 第9条第2項第4号の規定は、平成16年度から適用する。

附則

・本学則は平成15年4月1日からこれを施行する。

但し、別表1,2,3,3-2,3-3,5の教育課程の一部については、平成14年度入学生からこれを適用する。

附則

・本学則は平成16年4月1日からこれを施行する。 但し、第10条別表の教育課程の一部については、平成15年度入学生からこれを適用する。

附則

・本学則は平成17年4月1日からこれを施行する。

附則

・本学則は平成18年4月1日からこれを施行する。ただし、第10条別表3、3-2の教育課程表の一部については、平成17年度入学生からこれを適用する。

附則

・本学則は平成19年4月1日からこれを施行する。

但し、第10条別表2の教育課程表の一部については、平成16年度入学生からこれを適用する。 また、別表3、3-2の教育課程表の一部については、平成18年度入学生からこれを適用する。

附則

1. 本学則は平成20年4月1日からこれを施行する。

但し、平成20年度から平成23年度においては、音楽学部音楽学科、音楽学部音楽教育学科、食文化学部フードシステム学科、子ども教育学部子ども教育学科の収容定員は第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

音楽学部音楽学科

音楽学部音楽教育学科

平成20年度 500 名

平成20年度 250 名

平成21年度 460 名

平成21年度 240 名

平成22年度 405 名 平成22年度 225 名 平成23年度 350 名 平成23年度 210 名

食文化学部フードシステム学科

平成20年度 210 名

平成21年度 180 名

平成22年度 150 名

平成23年度 120 名

子ども教育学部子ども教育学科

平成20年度 80名

平成21年度 160名

平成22年度 260名

平成23年度 360名

また、子ども教育学部子ども教育学科の第3年次編入学の規定は平成22年度から適用する。

- 2. 別表 1, 2, 3-1, 3-2, 3-3, 4, 5, 6, 8, 9の教育課程の一部については、平成20年度入学生からこれを適用する。
- 3. 別表7の受講料(1単位につき)については、受講科目の当該年度の学則に定める受講料を適用する。

附則

1. 本学則は平成21年4月1日からこれを施行する。

但し、平成21年度から平成23年度においては、食文化学部食産業学科の収容定員は第4条の規程にかかわらず、次のとおりとする。

食文化学部食産業学科

平成21年度 180名

平成22年度 150名

平成23年度 120名

また、別表 1、2、3-1、3-2、3-3、3-4の教育課程の一部については、平成19年度入学生からこれを適用する。

附則

1. 本学則は平成21年6月1日からこれを施行する。

附則

1. 本学則は平成22年4月1日からこれを施行する。

附則

- 1. 本学則は平成23年4月1日からこれを施行する。
- 2. 改正後の第3条の規定にかかわらず、フードシステム学科及び食産業学科は、平成23年3月31日に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3. 前項の規定により存続する学科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。
- 4. 平成23年度から平成26年度においては、食文化学部現代食文化学科、食産業学科の収容定員は第4条の規定にかかわらず、次の通りとする。

食文化学部現代食文化学科
食文化学部食産業学科

平成23年度 230名 平成23年度 90名 平成24年度 260名 平成24年度 60名 平成25年度 290名 平成25年度 30名

平成26年度 320名

- 5. 第10条第1項の(5)については、平成20年度入学生からこれを適用する。
- 6. 改正後の第11条の5の規定にかかわらず、フードシステム学科及び食産業学科に平成23年3月31日に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、当該学科に食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成課程を置くものとする。

附則

1. 本学則は平成24年4月1日からこれを施行する。 但し、別表3-1 食文化学部現代食文化学科の教育課程の一部については、平成23年度入学生からこれを適用する。

附則

1. 本学則は平成25年4月1日からこれを施行する。

但し、別表第1 音楽学部音楽学科の教育課程の一部については、平成24年度入学生からこれを適用する。 平成25年度から平成28年度においては、音楽学部音楽学科、食文化学部現代食文化学科、栄養学科、子ども教育 学部子ども教育学科の収容定員は第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

音楽学部音楽学科 音楽学部音楽教育学科 平成25年度 370 名 平成25年度 160 名 平成26年度 390 名 平成27年度 415 名 平成27年度 55 名

平成28年度 440 名

食文化学部現代食文化学科食文化学部栄養学科平成25年度290 名平成25年度352 名平成26年度320 名平成26年度352 名平成27年度324 名平成27年度348 名平成28年度328 名平成28年度344 名

子ども教育学部子ども教育学科

平成25年度 390名 平成26年度 420名

平成27年度 437名 平成28年度 454名

また、第3年次編入学の規定は平成27年度から適用する。

附則

1. 本学則は平成26年4月1日からこれを施行する。

ただし,第3年次編入学の規定は平成27年度から適用し,平成26年度から平成29年度においては,食文化学部現代食文化学科,栄養学科の収容定員は次のとおりとする。

食文化学部現代食文化学科食文化学部栄養学科平成26年度320 名平成26年度352 名平成27年度320 名平成27年度352 名平成28年度320 名平成28年度352 名平成29年度320 名平成29年度352 名

2. 第8条の2, 第16条の2, 第19条の2及び第24条の2の規定は、当分の間,音楽学部のみ適用する。

附則

1. 本学則は平成27年4月1日からこれを施行する。

ただし,第11条の5別表第10の食文化学部現代食文化学科食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成課程 必修科目表の一部については、平成24年度入学生からこれを適用する。

2. 平成27年度から平成30年度においては、音楽学部音楽学科、子ども教育学部子ども教育学科の収容定員は第4条の規定にかかわらず、次の通りとする。

音楽学部音楽学科
子ども教育学部子ども教育学科

平成27年度 400名 平成27年度 477名 平成28年度 360名 平成28年度 534名 平成29年度 320名 平成29年度 574名 平成30年度 280名 平成30年度 614名

附則

- 1. 本学則は平成28年4月1日からこれを施行する。
- 2. 音楽学部音楽学科の専門に関する科目の専修科目に「社会福祉概論」(2単位)を平成27年度入学生用に設け適用する。
- 3. 音楽学部音楽学科の専門に関する科目の共通科目「室内楽特別講座」(1単位) については、平成27年度入学生からこれを適用する。
- 4. 子ども教育学部子ども教育学科の専門に関する科目の「教育実習Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)については、平成25年度入

学生からこれを適用する。

附則

1. 本学則は平成29年4月1日からこれを施行する。

附則

1. 本学則は平成30年4月1日からこれを施行する。

附則

1. 本学則は平成30年10月23日からこれを施行する。

附則

1. 本学則は平成31年4月1日からこれを施行する。

附則

1. 本学則は令和2年4月1日からこれを施行する。

附則

1. 本学則は令和3年4月1日からこれを施行する。

附則

1. 本学則は令和4年4月1日からこれを施行する。

附則

1. 本学則は令和5年4月1日からこれを施行する。

Πr	1 1 1 ///	٠ -
751		.

別 公	第Ⅰ 目 来 子 Ⅰ	作		月时	* 住(てり1)) H	<u>.</u> ¥L
科目区分	科 目 名		立 数 選択	科目区分	科 目 名	単位必修	と 数 選択
全学共通科目	創金を表する。 創金を表する。 創金を表する。 創金を表する。 創金を表する。 「TJリテンクスという。 「TJリテング法との表す。 「TJリテンクを表する。 「TJリテンクを表する。	1 1 2 2 2 1 1 1	1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2	全学共通科目	日本の生活と文化II 日本の生活と文化II 日本の生活と文化II 日本の生活と文文化II 日本の生活と文文化IV 日本部語 II 日本本語 II 日本本語 II 日本本語 II 日本本語 II 日本本語 II 日本本語語 II 日本本語語 II 日本本語語 II 日本本語語 中中級 II 日本本語語 中中級 II 日本本語語 上級 II 日本本語 E L 和 II 日本 I	13	2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

別表第		科 ■単 (1		育 謝	艮 程(その2) ▼	単(立数
科目区分	科 目 名	<u></u>		科目区分	科 目 名	単 1	立 数 選択
学科開講科目	音音ツルフコ I I I I I I I I I I I I I I I I I I I		1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	学科開講科目	職職社社会所の		1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

別表	帮 I			育	程 (その3)		L. 10
科目区分	科 目 名	単化	立 数 選択	科目区分	科 目 名	単化	選択
台刀	第一専攻レッスンI	北修	選択	ピル	キャンパスコンサート「	火100	選択
	第一専攻レッスンⅡ		2		キャンパスコンサートⅡ		2
	第一専攻レッスンⅢ		2		歌唱メソッド演習 I		2
	第一専攻レッスンIV		2		歌唱メソッド演習Ⅱ		2
	第一専攻レッスンV		2		重唱I		2
	第一専攻レッスンVI		2		重唱Ⅱ		2
	第一専攻レッスンⅦ 第一専攻レッスンⅧ		2 2		歌曲演習 I 歌曲演習 II		2 2
	第二専攻レッペン Will 第二専攻レッスン I		1		歌曲演習Ⅲ 歌曲演習Ⅲ		2
	第二専攻レッスンⅡ		1		歌曲演習IV		2
	第二専攻レッスンⅢ		1		オペラ演習 I		2
	第二専攻レッスンⅣ		1		オペラ演習Ⅱ		2
	ピアノ奏法I		4		オペラ演習Ⅲ		2
	ピアノ奏法Ⅱ		4		オペラ演習IV		2
	ピアノ奏法Ⅲ		4		吹奏楽I		2
	ピアノ奏法IV ピアノ奏法V		4		吹奏楽Ⅱ 吹奏楽Ⅲ		2 2
	ピアノ奏法VI		4		吹奏楽IV		2
	ピアノ奏法VII		4		吹奏楽V		2
1	ピアノ奏法VII		4		吹奏楽VI		2
1	伴奏法 I		1		吹奏楽Ⅷ		2
1	伴奏法Ⅱ		1		吹奏楽Ⅷ		2
	伴奏法Ⅲ		1		合奏 I		2
1	伴奏法IV		1		合奏Ⅱ		2
1	伴奏法VI 伴奏法VI		1 1		合奏Ⅲ 合奏Ⅳ		2 2
1	宇奏伝 VI 室内楽 I		1		台奏Ⅳ オーケストラⅠ		2
	室内楽Ⅱ		1		オーケストラⅡ		2
	室内楽Ⅲ		1		オーケストラⅢ		2
	室内楽IV		1		オーケストラIV		2
	室内楽V		1		オーケストラV		2
	室内樂VI		1		オーケストラVI		2
	モスクワメソッド(ピアノ) I モスクワメソッド(ピアノ) Ⅱ		2		オーケストラVII ナーケストラVII		2 2
学科	でスクリスノット(ヒノノ) II 弦楽器奏法 I		2 4	学	オーケストラⅧ マーチング指導法 I		1
開	弦楽器奏法Ⅱ		4	科開	マーチング指導法Ⅱ		1
講	弦楽器奏法Ⅲ		4	講	マーチング指導法Ⅲ		1
科	弦楽器奏法IV		4	科	マーチング指導法IV		1
目	弦楽器奏法V		4	目	マーチング指導演習 I		1
	弦楽器奏法VI		4		マーチング指導演習Ⅱ		1
	弦楽器奏法Ⅷ		4		マーチング指導演習Ⅲ ユーエング指導演習W		1
	弦楽器奏法WI 弦楽四重奏 I		4		マーチング指導演習Ⅳ マーチング指導演習V		1
	弦楽四重奏Ⅱ		1		マーチング指導演習VI		1
	弦楽四重奏Ⅲ		1		マーチング指導演習VII		1
	弦楽四重奏IV		1		マーチング指導演習Ⅷ		1
	弦楽四重奏V		1		器楽表現(ピアノ) I		2
1	弦楽四重奏VI		1		器楽表現(ピアノ)Ⅱ		2
1	合奏 I		1		器楽表現(ピアノ)Ⅲ		2
1	合奏Ⅱ		1		器楽表現(ピアノ)IV		2
	合奏Ⅲ 合奏Ⅳ		1 1		器楽表現(ピアノ) V 器楽表現(ピアノ) VI		2 2
	合奏V		1		益栄衣児(ピアノ)Ⅵ 器楽表現(ピアノ)Ⅶ		2
	合奏VI		1		器楽表現(ピアノ)Ⅷ 器楽表現(ピアノ)Ⅷ		2
1	合奏VII		1		音楽研究 I		2
1	合奏Ⅷ		1		音楽研究Ⅱ		2
	モスクワメソッド (ヴァイオリン) I		2		音楽研究Ⅲ		2
	モスクワメソッド (ヴァイオリン) Ⅱ		2		音楽研究IV		2
	ピアノ伴奏演習 I ピアノ伴奏演習 I		2 2		音楽研究V 音楽研究VI		2 2
	ピアノ伴奏演習Ⅱ ピアノ指導法Ⅰ		2		音楽研究Ⅵ 音楽研究Ⅶ		2
	ピアノ指導法Ⅱ		2		音楽研究VIII 音楽研究VIII		2
	室内楽I		2		副科三絃I		2
	室内楽Ⅱ		2		副科三絃Ⅱ		2
	室内楽Ⅲ		2		副科三絃Ⅲ		2
	室内楽IV		2		副科三絃IV		2
	特別演奏法I		2		副科三絃V		2
	特別演奏法Ⅱ		2 2		副科三統VI		2 2
1	特別演奏法Ⅲ 特別演奏法Ⅳ		2		副科三紋VII 副科三紋VIII		2
1	INDIA TALL		4		µ17 <u>—</u> //24 !ш		4

	表第	-1
力!	衣弗	1

科目			単位	立数	科目			h	単位	立 数
区分	科目	1 名			区分	和	1	名	必修	
学科開講科目	音音音音音音音音音でいる。 「IIIIV VIIIIII III III III III III III I	ロ II IV VV VI VI VI VI II II II		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1			計		2 15	537 597

別表 3-1 現代食文化学科 教育課程 (その1)

別オ	長3-1 現代食文化学科	教育課程		. (/)	L /		. 1 327
科目	N 0 4	単位	立数	科目	1) D A	単位	立数
区分	科 目 名	必修	選択		科 目 名	必修	選択
全学共通科目	創創・大学学院のでは、「大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大		1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2	全学共通科目	日本の生活と文化II 日本の生活と文文化IV 日本本の本語 I 日本本語語III 日本本語語III 日本本語語 III 日本本語語語 II 日本本語語語中母級 II 日本本語語語 上級 II 日本本本本語語 上級 II 日本本本本語語 上級 II 日日本本本本語語 日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	14	2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

別表3-1 現代食文化学科 教育課程(その2)

科目 単位数 必修 選択 区分 科目 名 単位数 必修 選択 区分 科目 名 連位数 必修 選別 区分 科目 名 必修 食活人キャリアII 食活人キャリアV 食活人キャリアV 食活人キャリアV 食活人キャリアV 食活人地域フィールドワーク キャリアデザイン研修 1 家庭科教育法II 家庭科教育法II 家庭科教育法II 家庭科教育法II 家庭科教育法II 家庭科教育法II 家庭科教育法II 家庭科教育法II 家庭科教育法II 家庭科教育法II 家庭教養營 食文化論 基礎史學養營 名式・一ツフード実習 健康增進実践演習 電品加工学業習(製菓・製バン含む)商品開発論II 商品開発論II 商品開発業習 II 商品開発業習 II 商品開発業習 II 商品品企画演発演習 II 商品品企画演者演習 被服製作実習 II 被服製作実習 II 被服製作実習 II 被服製作実習 II 被服製作実習 II 被服製作実習 II 被服製作実習 II 被服製作実習 II 被服製作実習 II 1 は要境心理とインテリアデザイン フードメクイルマネンメリア流習 を達式・イン・イエーの関係を認可 などの対し概念 などの対し概念	存分 科 目 名 食活人キャリアII 食活人キャリアII 食活人キャリアIV 食活人キャリアVI 食活人キャリアVI 食活人キャリアVI 食活人キャリアVI 食活人キャリアでサイン研修 栄養士男人養成セミナー リテールマーケティング(販売土)養成セミナー フードコーディネーター養成セミナー セ学基礎 生物学基礎 食文化論 基礎実験 地産地消実習 情報処理 経済学 食統計学 日本食一次予防論 住居学(製図を含む) 家族関係学 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 3 3 3 3 3
食活人キャリアⅡ 食活人キャリアⅢ 食活人キャリアⅣ 食活人キャリアⅥ 食活人キャリアⅥ 食活人キャリアⅥ 食活人キャリアⅥ 食活人キャリアⅥ 食活人地域フィールドワーク キャリアデザイン研修 栄養土実力養成セミナー リテールマークティンク(販売土)養成セミナー 教師力養成セミナー 乙一ドコーディネーター養成セミナー 化学基礎 生物学基礎 食文化論 基礎実験 地産地消実習 情報処理 経済学 食統計学 日本食一次予防論 住居学(製図を含む) 家庭経済学を含む) 家庭経済学を含む) 家庭経済学を含む) 家庭経済学を含む) 家庭機関係学 家庭経営学(家庭経済学を含む) 被服関作実習 I 被服製作実習 I 被服製作実習 I 家庭養機械及び電気	食活人キャリアII 1 食活人キャリアIII 1 食活人キャリアIV 1 食活人キャリアVI 1 食活人キャリアVI 1 食活人キャリアVI 1 食活人キャリアVI 1 食活人キャリアVI 1 食活人地域フィールドワーク 1 キャリアデザイン研修 2 栄養土実力養成セミナー 2 リラールマーケティング(販売士)養成セミナー 2 大学学基礎 2 生物学基礎 2 生物学基礎 2 全物音法II 2 運動プログラム演習A 運動生理学 2 スポーツフード実習 健康増進実践演習 2 基礎実験 1 地産地消実習 食品加工学 食品加工学 食品加工学 食品加工学 食品加工学 食品加工学 2 食統計学 2 日本食一次予防論 2 住居学(製図を含む) 2 家族関係学 2
仕芸倫	被服学概論

別表 3-2 栄養学科 教育課程

### 1					教育課程	1						
(公分	科目		1 01		Et .	単位	立数	科目	411 🗆	kt	単位	立数
### 2			科	Ħ	名	必修	選択		科 日 	名	必修	選択
日	全学共通科	創キキITラ日心キBa Bad Ad健健マウひ英フイド中実くコ若デ大大ワ社新英イ実仕日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	田ススシグ法 ヲggmm 一ポーを 語語会話話学テ演イかかイナ教・ンュ立活活活活 級級級級級級級藤ヲラース イstststggg ツース動 会会話 講ィ習エららア『育検シニつとととと ⅠⅢⅢVIⅢⅢ	子イイ基キ フェn lili ツポか 話話 座ラ ン学学デ講(N定ッケパ文文文のフフ礎ル デABsss 一寸 フ 人人イ)ミ シコIⅢⅢ えザザ イ AB と デ 間間ン ナョシコIⅢⅢ えザザ イ	ンⅡ なる 講座 イン III	1 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	科開講科目	管食食食食食食食食食食店を日公社健健健解解栄運病病解栄病微食食食調調調食食食基基栄応応応応応栄栄へ栄栄公公公臨臨臨臨栄臨フ給給給へへ総総総総給臨公給栄卒 理活活活活学物料文報統学本衆会康康康剖剖養動理態剖養態生品品理理理品品品確礎養用用用用養養ル養養衆衆衆床床床床養床一食食食ルル合合合合食床衆食養業養・キャキャキ・地域基済論理学論「生生生生病生生生生物学学学学育療業業学学学学学育論方力育育養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養	英智 B B	1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
						1	ĺ		<u>≅</u> +			5
計 14 59 総合計 106				計		1./	50			計	106	90

別表3-3 子ども教育学科 教育課程

科目	女3-3 于とも教育子科 教育課程 科 目 名	単位	立数	科目	科目名	単位	立数
区分		必修	選択	区分		必修	選択
全学共通科目	創創キキTI J A Advanced English B A Advanced English B Basic English B B とと デックンを フィン・ T I I I I I I I I I I I I I I I I I I	1 1 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	学科開講科目	リチナリ (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学)	2	2 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 1 1 1 1 1
学科開講科目	青育育育育育子子学学子保教教学教子社子社保幼小教子子子子幼生教保保保保保保乳乳子障障社子在 ・	14 2 2 2 1 2 2	1 1 1 2 2 2 2 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			1 1 2 2 2	1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

別表5 教職に関する科目

区分	科目名	単位数	免許、教科別必修単位数			備考
丛 ガ	村 日 石	甲位剱	音楽	家庭	栄養	1佣 芍
	教育原理	2	2	2	2	
	教職概論	2	2	2	2	
教育の基礎的理解に関す	教育の制度と経営	2	2	2	2	
る科目	教育心理学	2	2	2	2	
	特別支援教育総論	1	1	1	1	
	教育課程総論	2	2	2	2	
	道徳教育指導論	2	2	2	2	
	総合的な学習の時間の指導法	1	1	1	1	
道徳、総合的な学習の時	特別活動の指導法	1	1	1	1	
間等の指導法及び生徒指 導、教育相談等に関する	教育方法・技術論(情報通信技 術の活用を含む。)	2	2	2	2	
科目	生徒·進路指導論	2	2	2		
	生徒指導の理論及び方法	1			1	
	教育相談の理論と方法	2	2	2	2	
	教育実習指導	1	1	1		
	教育実習	4	4	4		
<u> </u>	栄養教育実習指導	1			1	
教育実践に関する科目	栄養教育実習	1			1	
	教職実践演習(中・高)	2	2	2		
	教職実践演習 (栄養教諭)	2			2	
	音楽科教育法 I	2	2			
	音楽科教育法Ⅱ	2	2			
	音楽科教育法Ⅲ	2	2			
各教科の指導法(情報通	音楽科教育法IV	2	2			
信技術の活用を含む。)	家庭科教育法 [2		2		
	家庭科教育法Ⅱ	2		2		
	家庭科教育法Ⅲ	2		2		
	家庭科教育法IV	2		2		

別表6 入学檢定料、授業料等

別表6 入学検定 納入金目別	料、授業料等	金額	該当条項
入学検定料	音楽学部	亚 協	<u> </u>
	1年次入学	30,000	第14条
	3年次編入学 食文化学部	30,000	第14条
	1年次入学	30,000	第14条
	3年次編入学	30,000	第14条
	子ども教育学部	20.000	tetre a a tet
	1年次入学 研究生	30,000	第14条
	音楽学部	15,000	第36条
	食文化学部	10,000	第36条
	科目等履修生地議生	5,000 5,000	第36条 第36条
入学金	音楽学部	5,000	7/1002/6
	音楽学科モスクワ音楽院特別演奏コース 1年次入学 学内	105.000	竺01夕
	1年次入学 学内 学外	125,000 250,000	第24条 第24条
	3年次編入学 学内	350,000	第24条
	学外	500,000	第24条
	音楽学科演奏芸術コース 1年次入学 学内	125,000	第24条
	学外	250,000	第24条
	3年次編入学 学内	350,000	第24条
	学外 音楽学科教育文化コース	500,000	第24条
	1年次入学 学内	125,000	第24条
	学外 3年次編入学 学内	250,000 350,000	第24条 第24条
	学外	500,000	第24条
	食文化学部	·	
	1年次入学 学内 学外	125,000 250,000	第24条 第24条
	3年次編入学 学内	200,000	第24条
	学外	250,000	第24条
	子ども教育学部 1年次入学 学内	125,000	第24条
	学外	250,000	第24条
	3年次編入学 学内	125,000	第24条
	学外 研究生	250,000	第24条
	音楽学部	185,000	第36条
	食文化学部	130,000	第36条
	科目等履修生 聴講生	25,000 20,000	第36条 第36条
授業料	音楽学部) 4007 4
	音楽学科モスクワ音楽院特別演奏コース 1年次入学	1,200,000	第24条
	3年次編入学	1,100,000	第24条
	音楽学科演奏芸術コース		
	1年次入学 3年次編入学	1,128,000 1,100,000	第24条 第24条
	音楽学科教育文化コース	, ,	
	1年次入学	1,000,000	第24条 第24条
	3年次編入学 食文化学部	1,000,000 740,000	第24条 第24条
	子ども教育学部	700,000	第24条
	研究生 音楽学部	270,000	第36条
	食文化学部	180,000	第36条
教育運営費	音楽学部	620,000	第24条
	食文化学部 現代食文化学科	300,000	第24条
	栄養学科	400,000	第24条
	子ども教育学部研究生	300,000	第24条
	が 九王 音楽学部	215,000	第36条
	食文化学部	140,000	第36条
受講料 (1単位につき)	講義科目 科目等履修生 演習・実験・実習科目	16,500 33,000	第36条 第36条
(工士)型(こうご)	音楽実技科目	35,000 35,000	第36条
	講義科目	15,000	第36条
	聴講生 演習・実験・実習科目 音楽実技科目	30,000 32,000	第36条 第36条
	目本天汉代日	32,000	わり木

別表 7 食文化学部 栄養学科

食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成課程 必修科目

別表	長区分	科目	本学開講科目	単位
A群 化学	對係	有機化学	栄養生化学	2
		分析化学	食品学実験 I	1
B群 生物	7化学関係	生物化学	解剖生理学 I	2
			栄養生理・生化学実験	1
		食品化学	食品学I	2
			食品学Ⅱ	2
		生理学	解剖生理学Ⅱ	2
			解剖生理学実習	1
		食品分析学	食品学実験Ⅱ	1
C群 微生	:物学関係	微生物学	微生物学	2
D群 公衆	冷衛生学関係	公衆衛生学	公衆衛生学	2
			健康情報管理学	2
		食品衛生学	食品衛生学	2
			食品衛生学実験	1
		衛生行政学	公衆栄養学 I	2
		疫学	公衆栄養学Ⅱ	2
単位小計	$(A \sim D)$			2 7
E群 その)他の食品		基礎栄養学I	2
関連	[科目		基礎栄養学Ⅱ	2
			調理学	2
			病理病態学	2
			フードシステム論	2
			給食経営管理論	2
			給食経営管理実習 I	1
			給食経営管理実習Ⅱ	1
単位小計	(E)			1 4
単位総計				4 1

別表第8 食文化学部 現代食文化学科

食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成課程 必修科目

学科	科目	本学開講科目	単位
化学	分析化学	基礎実験	1
	有機化学	生化学	2
生物化学	生物化学	解剖生理学 I	2
		栄養生理・生化学実験	1
	食品化学	食品学 I	2
		食品学Ⅱ	2
		食品機能論	※ 2
	生理学	解剖生理学Ⅱ	2
		解剖生理学実習	1
	食品分析学	食品学実験	1
微生物学	食品微生物学	発酵食品論	※ 2
	食品保存学	食品保蔵科学	※ 2
公衆衛生学	食品衛生学	食品衛生学	2
		食品衛生学実験	1
	公衆衛生学	公衆衛生学	2
	衛生行政学	公衆栄養学 I	2
	疫学	公衆栄養学Ⅱ	2
単位小計			2 9
その他の食品		調理学	2
関連科目		栄養学総論	2
		栄養学各論	2
		栄養学実習 I	1
		病理学	2
		給食管理	2
		給食管理実習	1
		給食計画論実習	1
単位小計			1 3
単位総計			4 2

※選択必修